

物価高騰などの影響により 経営が厳しい小規模事業者を支援します！

【津久見市小規模事業者等物価高騰対策環境整備支援事業補助金】

物価高騰等の影響で経営が厳しい中、事業を継続していくために、省エネ対策や効率化、収益力の回復・維持、原材料費・光熱費等上昇分を吸収するための販路確保等を目的とした店舗等改修、備品購入、商品開発などの環境整備を行った事業者を支援します！【国の重点支援地方交付金活用】

【総務省】日本標準産業分類(令和5年7月改定)

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業 H 運輸業(中分類43~48) I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業(中分類72~74) M 宿泊業、飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業(中分類82)
P 医療、福祉(中分類83、85の小分類853~855) R サービス業(中分類88~92)



総務省HP
産業分類

【補助額】 1事業者につき 補助対象経費の4/5(上限20万円)

※千円未満の端数は切り捨て

【対象経費】 省エネ対策・効率化・収益増にかかる以下の経費

- ・ 店舗等改修経費(自動ドア設置・リニューアルなど)
- ・ 備品購入費(省エネ対策のための備品・設備投資など)
- ・ 広報宣伝費(販売促進・販路開拓のためのポスター作成など)
- ・ 新商品開発経費(専門家コンサル料・デザイン作成など)
- ・ 自己啓発費(事業に関する特殊な資格取得費など)
- ・ その他(キャッシュレス決済、IT導入、システム経費など)



※消耗品は対象外

【支給対象】 下記の①~⑤のすべてに該当する方が支給対象となります。

- ①従業員*の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)の小規模事業者
※パート従業員を除く
- ②令和8年4月1日現在、津久見市内にて事業を行っている事業者
- ③今後も事業を継続する意志があること ④市税等を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

【申請方法】 申請書類を提出先(市役所2階 商工観光・定住推進課)に提出

- ①交付申請書兼同意書 ②同意書(賃貸物件を改修する場合のみ)
- ③開業届又は直近の決算書 ④対象経費の見積書写し
- ⑤店舗等の現況が確認できる写真(店舗改修のみ)
- ⑥事業計画書 ※津久見商工会議所(0972-82-5111)の相談支援を受けてください。



【申請期限】 令和9年1月29日(金)

- ※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。
- ※様式については、津久見市ホームページ上および市役所に設置しています。
- ※詳細については、津久見市ホームページをご確認いただくか、下記お問い合わせ先までご確認ください。

【提出先・問い合わせ】 商工観光・定住推進課 ☎0972-82-9542